

## 物流効率化推進事業実施要領

	平成24年3月29日	国総物第110号
改正	平成24年8月23日	国総物第41号
改正	平成25年4月17日	国総物第7号
改正	平成26年6月27日	国総物第23号
改正	平成27年3月27日	国総物第73号
改正	平成28年6月23日	国総物第25号
改正	平成29年6月6日	国総物第32号
改正	平成29年10月30日	国総物第80号
改正	平成30年5月15日	国総物第6号
改正	平成31年4月22日	国総物第6号
改正	令和2年4月16日	国総物第70号
改正	令和3年4月19日	国総物第7号
改正	令和4年4月15日	国総物第9号
改正	令和4年8月29日	国総物第53号
改正	令和5年4月18日	国総物第5号
改正	令和6年4月4日	国自物第2号
改正	令和6年7月11日	国自物第126号
改正	令和6年9月19日	国自物第197号
改正	令和7年3月14日	国自物第325号
改正	令和8年3月2日	国自物316号

この実施要領は、物流効率化推進事業費補助金交付要綱（平成23年6月8日付国政参政第24号。以下「交付要綱」という。）に定める物流効率化推進事業（以下「本事業」という。）の実施に当たって必要な事項を定める。

### 1. 用語

この実施要領において使用する用語は、交付要綱において使用する用語の例による。

### 2. 申請要件

#### (1) 補助対象事業者（交付要綱第3条）

交付要綱第3条で定める大臣の認定を受けることができる者は、貨物の輸送を委託する荷主企業及び貨物を実際に輸送する貨物運送事業者等、物流に係る関係者によって構成された協議会とする。

なお、貨物の所有権を有する個々の荷主企業が、個別に協議会に参加することが困難な場合にあつては、荷主から貨物の輸送方法について委託を受けた貨物利用運送事業者等（貨物の輸送方法を決定する者に限る。以下この項において同じ。）についても、

荷主と同様のものとして取り扱うものとする。

ただし、この場合において、輸送全体でCO<sub>2</sub>排出量の削減が図られる必要があるため、原則として当該貨物利用運送事業者等にとって、補助対象事業の実施に伴う貨物の取扱量が増加する見込みである場合に限り認めるものとする。

さらに、協議会の構成員、輸送品目及び輸送経路等に鑑み、同一年度に類似の申請や過去に本事業により補助金の交付を受けた事業と同一であると認められる協議会については、認定を行わないものとする。

## (2) 補助対象事業と補助対象経費（交付要綱第4条、別表1、別表2、別表3、別表4及び別表5）

### (ア) 総合効率化計画策定事業

物資の流通の効率化に関する法律（平成17年法律第85号）第6条第1項に規定する総合効率化計画の策定のための調査事業。

#### 補助対象経費

- ① 計画策定のための調査に要する費用（協議会開催等の事務費、データの収集・分析費用、アンケート実施費用、専門家の招へい費用、短期間の実証調査に係るトライアル輸送の費用等）
- ② 総合効率化計画策定事業において、流通業務（輸送、荷役、保管、荷さばき、流通加工）の省人化・自動化に資する機器の導入等を計画した場合に要する費用（データの収集・分析の費用、短期間の実証調査のための費用等）

### (イ) モーダルシフト推進事業

物資の流通の効率化に関する法律（平成17年法律第85号）第6条第1項に規定する総合効率化計画の認定を受けた計画（以下「認定総合効率化計画」という。）に基づき、原則として前年度の物流効率化推進事業（旧モーダルシフト等推進事業）費補助金1次募集応募受付期間終了日の翌日以降に認定され、実施する事業であって、貨物自動車による陸上輸送から鉄道輸送、船舶を利用した海上輸送又は航空機の空きスペース等を活用した航空輸送へ転換すること等により、CO<sub>2</sub>排出量の削減を図ることを目的として実施する事業。

#### 補助対象経費

- ①
  - ・貨物自動車による陸上輸送から鉄道輸送、海上輸送又は航空輸送等に転換する場合に係る運行経費【転換貨物】
    - ※ 認定総合効率化計画に基づいて貨物自動車から鉄道輸送、海上輸送又は航空輸送等に転換する場合に限るものとする。
  - ・鉄道輸送、海上輸送又は航空輸送等により新規貨物を輸送する場合に係る運行経費【新規貨物】
    - ※ 総合効率化計画の認定の日以前の1年間に輸送実績のない貨物については、新規貨物として取り扱うものとする。
    - ※ 補助の対象とならない貨物を混載した輸送に係る運行経費については、補助対象外とする。
- ② 物流効率化推進事業の実施に当たり、流通業務（輸送、荷役、保管、荷さばき、流通加工）の省人化・自動化に資する機器を用いた場合に係る当該機器のリー

ス・レンタル経費

(ウ) 幹線輸送集約化推進事業

認定総合効率化計画に基づき、原則として前年度の物流効率化推進事業（旧モーダルシフト等推進事業）費補助金1次募集応募受付期間終了日の翌日以降に認定され、実施する事業であって、発荷主から着荷主までの輸送距離が概ね30km以上ある貨物自動車による輸送において、複数荷主の貨物を集約して、積載率を向上させて、走行車両台数及びCO<sub>2</sub>排出量の削減を図ること等を目的として実施する事業。

補助対象経費

- ① 輸送の集約化に伴って新たに発生する増加分の運行経費
- ② 幹線輸送集約化推進事業の実施に当たり、流通業務（輸送、荷役、保管、荷さばき、流通加工）の省人化・自動化に資する機器を用いた場合に係る当該機器のリース・レンタル経費

(エ) ラストワンマイル配送効率化推進事業

認定総合効率化計画に基づき、原則前年度の物流効率化推進事業（旧モーダルシフト等推進事業）費補助金1次募集応募受付期間終了日の翌日以降に認定され、実施する事業であって、ラストワンマイル配送の効率化により、走行車両台数及びCO<sub>2</sub>排出量の削減を図ること等を目的として実施する事業。

補助対象経費

- ① ・貨物自動車による輸送において、複数荷主の貨物を集約化して、積載率を向上させて配送する場合にかかる運行経費  
※貨物の最終配送拠点（営業所等）から目的地までの配送区間にかかる運行経費のみ補助対象とする。また、最終配送拠点における複数荷主の貨物を集約化する際にかかった横持ちにかかる運行経費も補助対象とする。  
  
・旅客自動車運送事業者が貨物を運送する場合にかかる運行経費  
※貨物の最終配送拠点（営業所等）から目的地までの配送区間に係る運行経費のみ補助対象とする。なお、物流事業者等が目的地に配送する課程における旅客自動車運送事業者への持ち込み又は持ち出しに要する運行経費も対象とする。
- ② ラストワンマイル配送効率化推進事業の実施に当たり、流通業務（輸送、荷役、保管、荷さばき、流通加工）の省人化・自動化に資する機器を用いた場合に係る当該機器のリース・レンタル経費

(オ) 中継輸送推進事業

認定総合効率化計画に基づき、原則前年度の物流効率化推進事業（旧モーダルシフト等推進事業）費補助金1次募集応募受付期間終了日の翌日以降に認定され、実施する事業であって貨物自動車による輸送において一つの行程を複数人で分担することでトラックドライバーの負担軽減を図ること等を目的として実施する事業。

補助対象経費

- ① 中継輸送の実施に伴って新たに発生する増加分の運行経費

※本事業に定める運行経費とは事業実施に伴う施設使用料や土地賃借料等及び事業実施前の高速道路料金と実施後の料金との差額とする。ただし、燃料費は対象外とする。

- ② 中継輸送推進事業の実施に当たり、流通業務（輸送、荷役、保管、荷さばき、流通加工）の省人化・自動化に資する機器を用いた場合に係る当該機器のリース・レンタル経費

※本事業における中継輸送とは、“中継輸送の実施に当たって（実施の手引き）”（平成29年3月国土交通省自動車局貨物課（現物流・自動車局貨物流通事業課））内“1-②. 中継輸送の方式”に記載のある事例を原則とする。

2. (2)内記載の①及び②は、交付要綱別表1～別表5内補助対象経費の①及び②を指す。また、2. (2)内記載（ア）～（オ）に定める各事業において下記に該当する費用は対象外とする。

- ・補助対象経費のうち消費税及び地方消費税相当額
- ・補助の申請等に係る事務経費
- ・補助対象経費のうち、他の同種補助事業等において申請した経費
- ・補助事業の実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他補助事業に関係のない経費

### (3) 補助対象期間

2. (2)内記載（ア）～（オ）に定める各事業とも令和9年2月末までに発生する費用とし、その始期については別途応募要項に定める日とする。

## 3. 補助金の額の算出方法（交付要綱第4条、別表1、別表2、別表3、別表4及び別表5）

### (1) 総合効率化計画策定事業

- ①補助率定額（上限額 200 万円）
  - ②補助率 1 / 2 （上限額 300 万円）
- ※①+②=上限総額 500 万円

### (2) モーダルシフト推進事業、幹線輸送集約化推進事業、ラストワンマイル配送効率化推進事業及び中継輸送推進事業

- ①補助対象経費に補助率 1 / 2 を乗じて得た額以内とする。ただし、500 万円を上限とする。
  - ②補助対象経費に補助率 2 / 3 を乗じて得た額以内とする。ただし、500 万円を上限とする。
- ※①+②=上限総額 1,000 万円

3. 内記載の①及び②は、交付要綱別表1～別表5内補助対象経費の①及び②を指す。

#### 4. 補助対象事業者の認定方法（交付要綱第3条）

##### (1) 事業計画の提出

交付要綱第3条で定める大臣の認定を受けようとする場合は、別に定める期限までに、様式1-1、様式1-2、様式1-3、様式1-4又は様式1-5のいずれかの事業計画に、以下の書類を添えて提出するものとする。ただし、②に定める書類については総合効率化計画申請で使用する様式に記載のある算出方法のいずれかを用いることを原則とし、③に定める参考となる書類の提出については必要最低限に留めること。

- ① 補助対象経費の算出の根拠となる書類（見積書、仕様書、計算書、輸送の実績等を明らかにした書類等）
- ② CO<sub>2</sub>排出削減量及び省力化効果を記載した書類
- ③ その他、事業計画を審査する上で参考となる書類（各構成員の事業の概要を記載したパンフレット類、輸送経路及び距離等の算出の根拠を示した書類、省人化・自動化に資する機器のパンフレットや説明書等）

##### (2) 総合効率化計画策定事業に係る事業計画の審査

大臣は、事業の新規性・波及可能性等を考慮しつつ、本事業を実施する者として認めるときは、交付要綱第3条で定める補助対象事業者として認定した旨を、様式2により通知するものとする。

##### (3) モーダルシフト推進事業・幹線輸送集約化推進事業・ラストワンマイル配送効率化推進事業・中継輸送推進事業に係る事業計画の審査

大臣は、以下の評価項目に基づき、外部有識者で構成する評価委員会における事業計画の評価結果を踏まえ、温室効果ガスの削減による地球温暖化の防止及び低炭素型の物流体系の構築に資する取り組みである等の理由により、本事業を実施する者として認めるときは、交付要綱第3条で定める補助対象事業者として認定した旨を、様式2により通知するものとする。

評価項目	評価の視点
1 事業の新規性・波及可能性	新規性があり、今後他のモデルとなるような波及効果が見込まれる事業であるか。
2 事業の有効性・効率性	CO <sub>2</sub> 排出削減効果及び労働力不足対策効果の高い事業であるか。
3 事業の実現可能性	計画どおり実施できる事業であるか。
4 事業の継続可能性	補助金による支援が終了した後も、継続して実施可能な事業であるか。
5 他の環境負荷低減や物流効率化の取り組みとの関連	国又は地方公共団体が推進する他の環境負荷低減や物流効率化の取り組み等に関連する事業であるか。（「ホワイト物流推進運動」の「自主行動宣言」の必須項目に合意し、賛同表明している、「パートナーシップ構築宣言」において、グリーン化の取組について宣言を行っている等。）

6 その他重点施策との関連	募集時に特に明示する重点施策がある場合、その施策と合致する事業であるか。
---------------	--------------------------------------

## 5. 補助金の交付申請（交付要綱第5条）

前項の規定により認定を受けた補助対象事業者は、認定の通知を受けた日から2週間以内に、交付要綱第5条の規定に基づき、交付要綱第1号様式による補助金交付申請書を提出するものとする。ただし、特別な事情がある場合は、予め届け出た場合に限り、これによらないことができるものとする。

また、事業計画と補助金交付申請書の提出を同時に行うこともできるものとし、この場合、以下(1)①及び②で掲げる添付書類の提出は省略できる。

### (1) 交付申請書の添付書類

- ① 事業計画（認定を受けた事業計画と認定通知書の写しを添付すること。）
- ② 補助対象経費の算出の根拠となる書類（事業計画の認定申請時に提出したものから変更がない場合は、添付を省略することができる。）
- ③ 振込先調書（様式3）（協議会名義又は協議会の構成員名義の口座を作成し、通帳等口座番号（情報）の確認ができる書類の写しを添付すること。なお、交付申請時に添付できない場合は、交付の決定後速やかに作成の上、提出すること。）
- ④ その他補助金の交付に関して参考となる書類

### (2) 交付決定の通知（交付要綱第6条）

交付申請書の内容を審査の上、交付決定を行った者については、交付要綱第6条の規定に基づきその旨を通知するものとする。

## 6. 事業計画の変更（交付要綱第7条）

交付要綱第7条で定める補助対象事業の軽微な変更とは、次の通りとする。

- (1) 補助対象経費の減少額が20%未満の場合（令和8年12月末の時点で補助対象期間の終了時点までの補助対象経費の減少額の見込みが20%未満の場合を含む）
- (2) 次項に基づく月次報告における毎月の輸送実績に鑑み、補助対象期間の終了時点までの輸送見込みが、当初作成された事業計画と比較して20%未満の割合で下回る場合
- (3) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
- (4) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

## 7. 月次（中間）報告と事業計画の変更、中止又は廃止（交付要綱第7条、第10条及び第11条）

### (1) 月次（中間）報告の提出

計画策定経費に対する補助金の交付の決定を受けた補助対象事業者は、交付要綱第11条第1項の規定に基づき、原則として令和8年11月末日までの補助対象事業の進捗状況（中間報告）を、令和8年12月15日（土、日又は祝日にあたる場合はその前の平日）までに、様式4-1により提出するものとする。

運行経費にかかる補助金の交付の決定を受けた補助対象事業者は、交付要綱第11条第1項の規定に基づき、補助対象事業に係る毎月の輸送実績（月次報告）を、翌月15日（土、

日又は祝日にあたる場合はその前の平日)までに、様式4-2、様式4-3、様式4-4又は様式4-5のいずれかを提出するものとする。

なお、報告の対象となる期間は、運行経費にかかる補助金の交付の対象となる最初の月分の輸送から、交付要綱第12条で定める補助対象事業の完了実績報告書を提出する予定の月の前々月分までとする。

## (2) 事業途中での事業計画の変更

補助対象事業者は、補助対象事業が以下の事項に該当する場合は、変更後の事業計画を添えて、交付要綱第7条に基づく交付決定(変更)申請書を速やかに提出するものとする。ただし、下記③又は④の理由による変更を行う場合において、発着地双方の変更や協議会構成の変更等当初の計画内容から大幅な変更を伴う場合はこれを認めない。

なお、下記①及び②の理由による変更申請は、令和8年12月末までに行うものとし、それ以降変更申請を行う必要が生じた場合においては、必ずしもこれを行うことを要しない。

- ① 補助対象経費の減少額が20%以上となる場合、又は令和8年12月末の時点で補助対象期間の終了時点までの補助対象経費の減少額の見込みが20%以上となる場合(交付決定額を下回らない場合を除く)。
- ② 前記(1)による毎月の輸送実績に鑑み、令和8年11月末までの輸送実績が、当初作成された事業計画と比較して20%以上の割合で下回る場合(交付決定額を下回らない場合を除く)。
- ③ 総合効率化計画策定事業において特段の理由からやむを得ず調査内容、及び輸送経路等を変更、追加する場合。
- ④ 特段の理由からやむを得ず認定総合効率化計画の内容を変更する場合。

## (3) 交付決定の変更及び通知(交付要綱第8条)

交付決定(変更)申請書の内容を審査の上、交付決定の変更が認められる者については、交付要綱第8条の規定に基づきその旨を通知するものとする。

## (4) 事業の中止又は廃止

事情の変更により補助対象事業の中止又は廃止をする場合、補助対象事業者は交付要綱第10条の規定に基づく大臣の承認を受けなければならない。

# 8. 補助対象事業の完了実績報告(交付要綱第12条)

## (1) 提出書類

- ① 補助対象事業完了実績報告書(交付要綱第8号様式)
- ② 事業計画(実績報告)(様式5-1、様式5-2、様式5-3、様式5-4、様式5-5のいずれか)
- ③ 補助対象経費の実績額を明らかにした書類(契約書、請求書及び輸送の実績等を明らかにした書類等)
- ④ 補助対象経費の支払いを証する書類(領収書、振込金受取書や通帳の写し等。添付できない場合は、後日提出する旨を約する確約書を提出すること。)
- ⑤ その他補助対象事業の実績を審査する際に参考となる書類(総合効率化計画策定事業により総合効率化計画が認定された場合は、認定された総合効率化計画 等)

## (2) 提出期限

交付要綱第 12 条で定める期限（補助対象事業が完了した日若しくは補助対象事業の廃止の承認があった日から 30 日を経過した日又は令和 9 年 3 月 15 日（土、日又は祝日にあたる場合はその前の平日）のいずれか早い日）までとする。

## 9. 額の確定及び補助金の支払い（交付要綱第 13 条、第 14 条、別表 1、別表 2、別表 3、別表 4 及び別表 5）

### (1) 額の確定

完了実績報告書の内容を審査の上、補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金額又は交付決定額（交付決定額を変更した場合は、変更後の額）のいずれか少ない額において交付すべき補助金額を確定し、交付要綱第 13 条の規定に基づきその旨を通知するものとする。

### (2) 補助金の支払い

確定した補助金について、交付要綱第 10 号様式による補助金支払請求書に基づき、指定の口座に振り込むものとする。（精算払）

## 10. 総合効率化計画策定事業・モーダルシフト推進事業・幹線輸送集約化推進事業・ラストワンマイル配送効率化推進事業・中継輸送推進事業に係る補助事業終了後の実施状況等の報告（交付要綱第 11 条又は第 15 条）

### (1) 実施状況の報告

交付要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき、補助対象事業者は、補助対象事業が終了した後の補助対象事業に係る実施状況を報告するものとする。

### (2) 報告期間及び時期

補助金の交付を受けた補助対象事業者においては、補助対象期間の満了の日の翌月から 2 年間の補助対象事業に係る実施状況（総合効率化計画策定事業については、当該補助事業で策定した総合効率化計画の実施状況を含む）を当該報告対象期間満了の日から 30 日以内に、様式 6-1、様式 6-2、様式 6-3、様式 6-4 又は様式 6-5 のいずれかにより提出するものとする。

### (3) 補助金の返還

天災地変や景気の変動等による貨物量の減少等、やむを得ない特段の事情がある場合を除き、前記(2)の報告期間において補助対象事業が継続されていない場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずる場合があるものとする。

### (4) その他の報告

前記(2)による実施状況の報告以外に、交付要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき、補助対象期間の満了の日までの補助対象事業の実施状況等について、別途提出期限を定めて報告を求める場合があるものとする。

## 11. 提出方法

上記記載の申請様式等については、郵送又は電子メールにて提出することとする。

附 則（平成 24 年 3 月 29 日付け国総物第 110 号）  
この要領は、平成 24 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 24 年 8 月 23 日付け国総物第 41 号）  
この要領は、平成 24 年 8 月 23 日から適用する。

附 則（平成 25 年 4 月 17 日付け国総物第 7 号）  
この要領は、平成 25 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 26 年 6 月 27 日付け国総物第 23 号）  
この要領は、平成 26 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日付け国総物第 73 号）  
この要領は、平成 27 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 28 年 6 月 23 日付け国総物第 25 号）  
この要領は、平成 28 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 29 年 6 月 6 日付け国総物第 32 号）  
この要領は、平成 29 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 29 年 10 月 30 日付け国総物第 80 号）  
この要領は、平成 29 年 10 月 30 日から適用する。

附 則（平成 30 年 5 月 15 日付け国総物第 6 号）  
この要領は、平成 30 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 31 年 4 月 22 日付け国総物第 6 号）  
この要領は、令和元年度の補助金から適用する。

附 則（令和 2 年 4 月 16 日付け国総物第 70 号）  
この要領は、令和 2 年度の補助金から適用する。

附 則（令和 3 年 4 月 19 日付け国総物第 7 号）  
この要領は、令和 3 年度の補助金から適用する。

附 則（令和 4 年 4 月 15 日付け国総物第 9 号）  
この要領は、令和 4 年度の補助金から適用する。

**附 則**（令和4年8月29日付け国総物第53号）

この要領は、令和4年9月2日の補助金から適用する。

**附 則**（令和5年4月18日付け国総物第5号）

この要領は、令和5年度の補助金から適用する。

**附 則**（令和6年4月4日付け国自物第2号）

この要領は、令和6年度の補助金から適用する。

**附 則**（令和6年7月11日付け国自物第126号）

この要領は、令和6年7月19日の補助金から適用する。

**附 則**（令和6年9月19日付け国自物第197号）

この要領は、令和6年9月30日の補助金から適用する。

**附 則**（令和7年3月14日付け国自物第325号）

この要領は、令和7年度の補助金から適用する。

**附 則**（令和8年3月2日付け国自物316号）

この要領は、令和7年度一次補正の補助金から適用する。